

退職給付会計基準における現在価値測定と利息認識

高 井 駿

【キーワード】 退職給付会計、現在価値測定、割引率、利息費用、期待収益

1 はじめに

本稿の目的は、退職給付の会計基準¹⁾において求められる会計処理について、現在価値を用いた測定と利息要素の認識に着目してその変遷の整理を行い、検討すべき論点を明らかにすることにある。

退職給付会計における現在価値測定については、その支出までに相当の期間があることから、貨幣の時間価値を反映させるために必要であると説明されることもある。しかし、貨幣の時間価値を考慮することは企業会計で一般に機会費用を把握しないこととの矛盾が説明できず、また、貨幣の時間価値は割引率の別称でありその説明で割引率が一義的に定まるわけではなく、退職給付の会計基準においては財政方式と退職給付費用の計算を切断しながら保険数理上の評価方式を採用したことで、割引計算がその当否を問われなまま与件とされたと指摘されている（大日方2000、73頁）。

このように、企業会計において貨幣の時間価値を考慮することは必須の要請ではなく、そこで適用される割引率についても一義的には定まらないとされているのである。退職給付の会計基準においても、初期に導入された基準においては現在価値による測定が要求されておらず、現在価値による測定を要求する基準が導入された後においても、いくつかの異なる方法が採用されている。それぞれの方法を採用した場合の現在価値測定について、あらためてその意義を検討する必要があるといえよう。現在価値測定について検討する方法としては、負債ストックの価値評価の観点から割引率の選択を検討する方法と、利益計算の観点から将来の割増しによる利息計上を検討する方法があり（大日方2013、176頁）、退職給付の会計基準における現在価値測定についても、このような観点から適用される割引率と利息要素²⁾の認識の方法について検討する必要がある。

そこで本稿では、現在価値を用いた測定と利息要素の認識に着目して、退職給付の会計基準における会計処理の変遷を概観する。そのうえで、採用されてきた割引率と利息要素の認識方法について整理を行い、退職給付の会計基準において検討すべき論点を指摘する。

2 現行の退職給付会計基準

本節では、米国基準、国際基準、および日本基準の各基準における、現行の退職給付の会計基準について確認する。そのうえで、基準間において共通している点と相違がみられる点を整理する。

米国財務会計基準審議会（FASB）が公表している会計基準編纂集（ASC）715「報酬－退職給付」では、次のように規定されている。給付制度は雇用主と従業員との交換における延期された報酬の一つの類型であるから、従業員が勤務を提供したときに雇用主の義務が生じるとし（FASB 2017、para.10-05-6）、仮定される割引率は年金給付を事実上清算できる利率であり、年金契約の現在価格を決定している利率、または、優良確定収益投資の収益率を参照することもできるとしている（FASB 2017、para.30-35-43）。期間に認識される時の経過に帰する予測給付債務の増加により決定される利息費用（FASB 2017、para.30-20）は純年金費用に含まなければならない（FASB 2017、para.30-35-4(b)）、制度資産の実際収益についても純期間年金費用の構成要素であるとしている（FASB 2017、para.30-35-4(c)）。この実際収益については、期待収益との差額である利得および損失が純期間年金費用の構成要素として即時に認識されないために（FASB 2017、paras.30-35-19, 30-35-22）、結果としてその構成要素となるのは期待収益である（FASB 2017、para.30-35-23）。

国際会計基準審議会（IASB）が公表している国際会計基準（IAS）第19号「従業員給付」では、次のように規定されている。確定給付制度の債務は従業員が勤務を提供するに従って発生し（IASB 2013、para.71）、また、従業員が関連する勤務を提供してから長年経過した後には決済されることもあるため当該債務は割引現在価値で測定されるとして（IASB 2013、para.55）、その割引に使用する率は、貨幣の時間価値は反映するが数理計算上または投資上のリスクおよび企業固有の信用リスクを反映しない、優良社債の市場利回りを参照して決定することとされている（IASB 2013、paras.83, 84）。時の経過により生じる当期中の確定給付負債（資産）の純額³⁾の変動である利息純額（IASB 2013、para.8）は純損益に含められ（IASB 2013、paras.120(b), 123）、制度資産に係る収益は利息純額に含まれる部分を除き確定給付負債（資産）の純額の再測定としてその他の包括利益に含み、純損益に振り替えてはならないとされている（IASB 2013、paras.120(c), 122, 127(b)）。

企業会計基準委員会（ASBJ）が公表している企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」では、次のように規定されている。退職給付は勤務期間を通じた労働に伴って発生するものであり（ASBJ 2016、paras.53, 54）、退職給付債務は退職給付見込額のうち期末までに発生していると認められる額を割引いて計算するとして（ASBJ 2016、para.16）、その計算における割引率は、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定することとされている

(ASBJ 2016、paras.20)。割引計算により算定された退職給付債務の期末までの時の経過により発生する計算上の利息である利息費用 (ASBJ 2016、para.9)、および、年金資産の運用により生じると合理的に期待される計算上の収益である期待運用収益 (ASBJ 2016、para.10) は、退職給付費用として当期純利益を構成する項目に含めて計上することとされている (ASBJ 2016、para.14)。

このように、現行の退職給付の会計基準の基本的な会計処理については、ASC715、IAS19、および企業会計基準第 26 号の各基準において共通しているといえる。すなわち、将来の退職給付総額のうち期末までに生じた部分を安全性の高い債券の利回りで割り引いた現在価値が債務として認識され、その増加額の中で当期の従業員の勤務により生じるものが勤務費用として、時の経過により生じるものが利息費用⁴⁾として、それぞれ純利益の計算に含まれているのである。

他方で、いくつかの点においては相違もみられる。第一に、退職給付債務の定義である。ASC715 および企業会計基準第 26 号は、退職給付債務を認識時点までに発生していると認められる部分を割り引いた現在価値であるとしている (FASB 2017、para.30-20；ASBJ 2016、para.6) のに対して、IAS19 は、確定給付制度債務の現在価値 (IASB 2013、para.8) として定義している (今福 2000a、43 頁)⁵⁾。すなわち、ASC715 および企業会計基準第 26 号においては債務とされるものはすでに割り引かれた現在価値であるのに対して、IAS19 においては名目額である債務を現在価値に割り引くことになるのである。このように、退職給付債務について、現在価値に割り引かれたものを指すのか、割り引く前の名目額を指すのかという点において、基準間に相違がみられる。

第二に、退職給付債務が何を表現しているかという点である。ASC715 は退職給付債務を年金給付を事実上清算できる価格であるとしているのに対して (FASB 2017、para.30-55-26)、IAS19 は確定給付負債の純額を制度または従業員に対して負っている資金調達額に相当するとしている (IASB 2013、para.BC75)。企業会計基準第 26 号においては、退職給付債務の金額が表現しているものについての記述がない⁶⁾。このように、退職給付債務あるいは純額としての負債について、清算される金額を表しているのか、資金調達額を表しているのかという点において、基準間に相違がみられる⁷⁾。

第三に、利息要素の認識方法である。ASC715 および企業会計基準第 26 号においては、制度資産の期待収益が純利益の計算に含まれることになるのに対して (FASB 2017、paras.30-35-4、30-35-23；ASBJ 2016、para.14)⁸⁾、IAS19 においては、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除したものである確定給付負債 (資産) の純額 (IASB 2013、para.8)⁹⁾ に割引率を乗じて算定された利息純額が純損益に含まれる (IASB 2013、paras.120、123)。そこでは、制度資産に係る収益は利息収益とされる金額のみが純損益の計算に含まれることになるのであり、それ以外の金額は確定給付負債 (資産) の純額の再測定としてそ

他の包括利益に認識され、その後の期間においても純損益に振り替えられることはない (IASB 2013, paras.120, 122, 127)。このように、制度資産からの収益にかんして、純利益の計算に含まれる要素に基準間で相違がみられる。

ここまで確認してきたように、現行の退職給付の会計基準である ASC715、IAS19、および企業会計基準第 26 号においては、将来の給付総額のうち期末までに生じた部分を安全性の高い債券の利回りで割り引いた現在価値を債務として認識し、当期の勤務により生じる勤務費用と時の経過により生じる利息費用を利益計算に含めるという点で、基本的な枠組みは共通しているといえる。他方で、退職給付債務の定義、債務の表現する金額、および利息要素の認識方法については、基準間において相違がみられる。次節では、各基準において現行と同様の規定が導入されるまでの変遷について確認する。

3 退職給付会計基準の変遷

本節では、退職給付の会計基準について、現在価値による測定と利息要素の認識方法が現行基準と同様の枠組みとなるまでの変遷を、米国基準、国際基準および日本基準のそれぞれについて確認する。

3.1 米国基準

会計研究公報 (ARB) 第 36 号および第 43 号においては、過去の勤労に基づく年金の費用について、剰余金に賦課させる方法、制度開始の期間の収益に賦課させる方法、現在および将来の各期間に配分する方法が検討され、過去の勤労に基づく年金の費用は現在および将来の勤労を考慮して発生するものとして剰余金に賦課することを禁じ、当期および将来の期間に配分することが要求されていた (AIA 1948; AIA 1953, chap.13; 高井 2021, 61 頁)。このように、初期の退職給付の会計基準においては、過去勤務費用の会計処理が問題とされ、現在および将来の勤労に対する費用については現金主義 (cash-based) によって決定されていたのであり (Napier 2009, p.233)、現在価値による測定は要求されていない。

退職給付の会計基準において、現在価値による測定を初めて要求したのは ARB47 である。そこでは、収益と費用の対応を目的として、対象となる従業員の勤務期間にわたって費用を配分するためには不確実な将来の給付をその支出の確定以前に見積もる必要があるとして、その見積もりに保険統計の手法を適用することが要求され、財務諸表には従業員に対する年金支払義務の保険統計的に算定された現在価値に相当する発生額が反映されなければならないとされていた (AIA 1956; 高井 2021, 61 頁)。このように、ARB47 において現在価値を用いた測定は各期間の退職給付費用を見積もるための手段とされており、そこでは利息要素の認識は要求されていない。

退職給付の会計基準において、初めて利息要素の認識を要求したのは会計原則審議会（APB）意見書第8号である。その公表に先立ち刊行された会計調査研究書（ARS）第8号において、理論上の積立と拠出額に差があれば、その差額の利子の分だけ将来の拠出額が増減するのであり、その差額に対する利子は年金原価として認識すべきであると指摘されていた（Hicks 1965、p.9）。これを受けてAPB意見書第8号は、認められた保険数理による原価計算法を用いた会計方法に基づいた年金原価の計上を要求する（AICPA 1966、para.17）だけでなく、年金原価と積立額の差額がある場合、その未積立あるいは積立超過に対する利子を年金原価に加減することを要求していた（AICPA 1966、paras.42-43）。このように、APB意見書第8号において利息要素の認識が要求されるようになったが、そこで認識されるのは年金原価の金額と積立額の差額である未積立あるいは積立超過に対する利息要素のみであり、基金が稼得した収益は利益計算には反映されない（高井 2021、67頁）。

現行の退職給付の会計基準と同様の枠組みが導入されたのは、財務会計基準書（SFAS）第87号においてである。そこでは、純期間年金費用の勤務費用要素、予測給付債務および累積給付債務を数理上の仮定の使用に基づいて測定し、割引率は年金給付が実際に清算されうる利率を反映するものとされた（FASB 1985、paras. 39,44）。利息の要素については、予測給付債務を現在価値として測定することから、時の経過に起因する債務の増加分として利息費用の計上が必要であるとし（FASB 1985、para.22）、制度資産の実際収益についても純期間年金費用の構成要素であるとされた（FASB 1985、para.20）。この実際収益については、期待収益との差額である利得および損失を純期間年金費用の構成要素として即時に認識しないために（FASB 1985、paras.29, 31）、結果としてその構成要素となるのは期待収益である¹⁰。このように、SFAS87において、実際に清算することのできる利率を割引率として用いて退職給付債務と勤務費用を測定し、利息要素として債務の時の経過に起因する増加分を利息費用として認識し、さらに、制度資産の期待収益を純利益の計算の構成要素とする、現行基準と同様の枠組みが導入されたのである。

3.2 国際基準

1983年版のIAS19は、事業主の退職給付のコストは従業員に勤労用役を提供されることにより生ずるため、それらの勤労用役が提供される期間に退職給付のコストは計上されるとし、基金として必要とされる金額を計算するためのものである保険数理による評価方法が、会計上の目的で退職給付コストを決定するためにも用いられるとしている（IASC 1983、paras.12, 23）。そこでの仮定について、基金資産を評価する基礎と保険数理による債務を決定するための利率とは矛盾してはならないとされている（IASC 1983、para.25）。このように、1983年版のIAS19においては現在価値による測定が要求されているが、利息要素の認識は要求されていない。

1993年版のIAS19は、退職給付を行う企業のコストは従業員からサービスを提供されるのに応じて発生するため、それらのサービスが提供される期間の費用として認識されるとして、基金として必要額を計算するための方法である保険数理による評価方法が、会計上の目的で退職給付コストを決定し、各期間に認識すべき費用を決定するためにも用いられるとしている（IASC 1993、paras.16, 40）。このように、1993年版のIAS19における考え方は1983年版と同様であり利息要素の認識も要求されていないが、割引率については、債務の決済に当たって用いられる長期利子率または類似の利子率が反映されたものとしている（IASC 1993、para.48(a)）。

1998年版のIAS19は、従業員が将来支給される従業員給付に対応する勤務を行った時点の負債と、その勤務を行うことにより生じた経済的便益を企業が消費した時点の費用を認識することを要求し（IASC 1998、Objective）、給付建制度に対しては債務および費用を測定するための数理上の仮定が必要であり、対応する勤務を行ってから何年も経過した後に清算されるために割引いて測定されるとしている（IASC 1998、para.48）。そこで用いられる割引率については、数理上あるいは運用上のリスクおよび企業特有の信用リスクを反映せず資金の時間的価値のみを反映するとして、優良な確定利付社債の市場利回りを参照して決定することとされている（IASC 1998、paras.78, 79）。利息の要素については、給付の清算時期が1期近づいたことにより生ずる給付建債務の現在価値の増分である利息費用、および、市場予測に基づいた制度資産の期待収益が、損益計算書に認識される費用の構成要素とされている（IASC 1998、paras.7, 61, 82, 105, 106）。このように、1998年版のIAS19においては、優良な確定利付社債の市場利回りを割引率として用いて退職給付債務と勤務費用を測定し、利息要素として債務の時の経過に起因する増加分を利息費用として認識し、さらに、制度資産の期待収益が純利益の計算の構成要素とされていた。

現行の退職給付の会計基準と同様の枠組みが導入されたのは、2011年版のIAS19においてである。そこでは、基準の目的は従業員給付に関する負債と費用の認識にあり、確定給付債務については勤務を提供してから長年経過した後に決済されることもあるために割引現在価値で測定されるとして、割引率には数理計算上あるいは投資上のリスクおよび企業固有の信用リスクを反映せず、資金の時間的価値のみを反映した優良社債の市場利回りを参照して決定することとされており（IASB 2011、paras.1, 55, 83, 84）、この点においては1998年版と同様である。新たに導入されたのは、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額を確定給付制度債務の測定に用いたのと同じ割引率で計算する、利息純額アプローチである（IASB 2011、para.BC74）。この方法においては、確定給付負債（資産）の純額に優良社債の市場利回りを参照して決定された割引率を乗じて算定される確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額が、確定給付費用として純損益に認識される（IASB 2011、paras.120, 123）。そこでの確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額は、制度資産に係る利息収益、および確定給

付制度債務に係る利息費用から構成されるものとみることができるとされる（IASB 2011、para.124）¹¹⁾。そして、制度資産に係る収益については、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額に含まれる利息収益を除き、確定給付負債（資産）の純額の再測定としてその他の包括利益に認識することとされている（IASB 2011、paras.120, 127(b)）。このように、2011年版のIAS19において、優良社債の市場利回りを参照して決定された割引率を用いて退職給付債務と勤務費用を測定し、利息要素として退職給付負債（資産）の純額に係る利息純額を純利益の計算に認識し、さらに、利息収益を除く制度資産の収益はその他の包括利益に認識するとした、現行基準と同様の枠組みが導入されたのである。

3.3 日本基準

1968年の企業会計上の個別問題に関する意見第二（以下、個別意見書という）において、企業は従業員の提供した労働に対応する退職金の支給義務を、その支出の原因または効果の期間帰属に基づいて費用および負債として認識しなければならないとし（企業会計審議会1968、二2）、退職給与引当金設定の方法としては、将来支給額予測方式、期末要支給額計上方式、および、現価方法が示された（企業会計審議会1968、四）。現価方法においては、将来支給額予測方式または期末要支給額計上方式によって各期への費用配分額として計算された金額の現在価値額と、期首退職給与引当金の利子相当分の金額とを合計した金額が毎期の退職金費用として計上され（企業会計審議会1968、四3）、割引率については、税法基準により社会的平均的な利子率を適用していたとされる（増田1992、152頁）。このように、個別意見書において現価方法を採用した場合には、割引率として社会的平均的な利子率が用いられ、利息費用が純利益の計算に含まれていた。

なお、この個別意見書は退職一時金に対する内部積立の方法のみを対象としたものであり、企業年金に対する外部積立については監査第一委員会報告第33号が唯一の基準であった（上野2008、29頁）。そこでは、適格退職年金等に移行した場合の会計処理などが示されているが、企業年金制度の費用に関する取り扱いは示されていない（日本公認会計士協会1979；上野2008、30頁）。企業年金は実務上、基金等への拠出額を費用として計上する現金主義的処理が採用されていた（企業会計審議会1998a、三1；伊藤ほか2004、30-31頁；米山2005、120頁）。これは、制度移行前の過去勤務費用の会計処理を問題とし、現在および将来の勤務に対する費用については現金主義によるという意味で、ARB36およびARB43と同様の規定であるといえる。

1998年の「退職給付に係る会計基準」においては、企業年金制度を含めた退職給付制度について包括的に検討を行い（企業会計審議会1998a、三1）、退職給付は基本的に勤務期間を通じた労働の提供に伴って発生するものと捉えその期間に費用として認識することが必要であると（企業会計審議会1998a、三2）、また、支出までに相当の期間があり個別意見書に

においても認められ慣行として広く利用されていること、および、財政計算に用いられていることから現価方式を原則とするとして（企業会計審議会 1998a、四 2 (3)）、割引率は安全性の高い長期の債券の利回りを基礎とすることとされた（企業会計審議会 1998b、二 2 (4)¹²⁾。利息の要素については、割引計算により算定された債務の時の経過により発生する計算上の利息の額を退職給付費用の構成要素とし、企業年金制度における年金資産の運用により生じると期待される期待運用収益の額を退職給付費用の計算において控除するとしている（企業会計審議会 1998a、四 2 (4)）。このように、「退職給付に係る会計基準」において、安全性の高い債券の利回りを割引率として用いて退職給付債務と勤務費用を測定し、利息要素として債務の時の経過により発生する計算上の利息の額を利息費用として認識し、さらに、制度資産の期待収益を退職給付費用の計算において控除するとした、現行基準と同様の枠組みが導入されたのである。

4 現在価値による測定と利息要素の認識

本節では、3 節で確認した退職給付の会計基準について、現在価値による測定と利息要素の認識に着目して整理を行う。

初期の会計基準である ARB36 および ARB43 において問題とされていたのは、制度の開始以前に従業員によって提供された勤務に基づく退職給付費用をどのように処理するのかということであり、現在および将来の勤務に対する費用については現金主義によって決定されていたのであった。そこでは、現在価値による測定、および、利息要素の認識は要求されていない。

ARB47 以降の基準において、現在価値による測定が要求されるようになる。ARB47、1983 年版 IAS19、および 1993 年版 IAS19 においては、将来の給付総額に従業員が勤務を提供した各期間の費用として配分するために、見積もりの方法として保険統計の手法を適用することが必要とされていたのであり、現在価値は各期間の退職給付費用を算定するための手段として捉えられている。そこでは、利息要素を認識することは要求されていない。

APB 意見書第 8 号において、初めて利息要素の認識が要求されることになる。そこでは、保険数理の方法に基づいて計上された各期間の年金費用と拠出額に差額があった場合に、その差額である未積立あるいは積立超過の部分に対する利息要素についてのみ認識することが要求されていたのであり、基金が稼得した収益は利益計算に反映されていなかった。日本の個別意見書は内部積立の方法のみを対象としたものであり、現価方法を採用した場合には子相当分の金額が退職金費用に計上されていることから、その会計処理は APB 意見書第 8 号と同様のものといえる。

SFAS87 以降の基準において、基金への拠出にかかわらず利息要素が認識されるようにな

る。SFAS87、1998年版IAS19、および「退職給付に係る会計基準」においては、各期間に帰属させられる勤務費用は現在価値によって測定され、時の経過による退職給付債務の増加が利息費用として利益計算において認識されることとなった。さらに、制度資産の期待収益についても、利益計算に含むものとされたのである。また、これらの基準においては、適用される割引率についても変化がみられる。これまでの基準においては、保険統計の手法を用いて基金資産を評価する基礎と矛盾しない方法、すなわち、基金が稼得すると期待される収益率が単一の利子率として適用されてきた¹³⁾。これに対して、SFAS87、1998年版IAS19、および「退職給付に係る会計基準」においては、退職給付債務には割引率として資産の期待収益率とは異なる、安全性の高い債券の利回りが適用されている。さらに、期待収益を退職給付費用の構成要素とすることにより、複数の利息要素が認識されることとなった。この基本的な枠組みは、米国と日本の現行基準であるASC715および企業会計基準第26号においても同様である。

2011年版のIAS19においては、利息純額アプローチと呼ばれる方法が導入されている。この方法は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除したものである確定給付負債（資産）の純額に確定給付制度債務の測定に用いたのと同じ割引率、すなわち、優良社債の市場利回りを参照して決定された割引率を乗じて算定される利息純額を純損益の計算に含み、制度資産に係る収益は利息収益とされる金額以外は確定給付負債（資産）の純額の再測定としてその他の包括利益に認識され、その後の期間においても純損益に振り替えられることはないというものである。そこでは、安全性の高い債券の利回りが、単一の割引率として適用されているといえよう。現行のIAS19においても、この基本的な枠組みは同様である。

退職給付の会計基準において採用されてきた現在価値測定の方法について、まずは割引率について整理を行う。基準において採用されてきた割引率は、資産の期待収益率と、資産の収益率とは異なる利率である。この資産の収益率とは異なる利率として代表的なものは、現行の基準において共通して採用されている安全性の高い債券の利回りである。2節で確認したとおり、この割引率を適用する目的については基準間で相違がみられるが、ここでは資産の収益率とは異なる利率としての性格に着目する。このように考えれば、1993年版IAS19において採用されている債務の決済に当たって用いられる利子率を反映した割引率も、同様の性格をもつものであるといえよう。そもそも、SFAS87以降の米国基準において採用されているのは債務を実際に清算することのできる利率であり、1993年版IAS19の割引率はその意味で共通している。

負債ストックの価値評価の観点から検討する場合には、これらの割引率を適用して測定される債務の現在価値がもつ意味が問題とされる。すなわち、資産の期待収益率を適用した場合、あるいは、資産の収益率とは異なる利率を適用した場合に、その債務の評価額がどのよ

うな意味をもつのかということである。さらに、資産の収益率とは異なる割引率にはいくつかの候補があり¹⁴⁾、また、現行の基準においては安全性の高い債券の利回りが共通して採用されているがその目的には相違がみられるのであるから、この点についても検討が必要であろう。

次に、利息要素の認識方法について整理を行う。基準において採用されてきた利息要素の認識方法は、これを利益計算において認識しない方法、未積立あるいは積立超過の部分に対する資産の期待収益を認識する方法、資産の期待収益と退職給付債務の時の経過による増加分である利息費用を認識する方法、純額としての退職給付負債（資産）に対する利息を認識する方法がある。これらの方法は、先に確認した適用される割引率と関係するものであるが、ARB47、1983年版IAS19、および1993年版IAS19において採用されている利息要素を認識しない方法については、あらためて確認をしておく必要がある。

利息要素の認識方法が利益計算に与える影響は、以下のとおりである。まず、利息要素を認識しない方法において、退職給付費用として計上される金額は従業員に対する給付総額ではなく、企業の拠出総額となる。各期の拠出額が費用額と異なる場合には将来の拠出額が増減すると考えられるが、それは暗黙のうちに勤務費用に負担されることになる（Drebin 1963、p.580）。APB 意見書第8号において採用された、未積立あるいは積立超過の部分に対する基金の期待収益を認識する方法においては、この将来の拠出額の増減が実際に生じる時点ではなく、利息要素として各期の退職給付費用に加減されることになる。しかし、退職給付費用として計上される金額が拠出総額と一致するという点では、利息要素を認識しない方法と異ならない。

これに対して、現行の米国基準および日本基準において採用されている、制度資産の期待収益と退職給付債務の時の経過による増加分である利息費用を認識する方法においては、基金に対する拠出総額を超える給付総額と一致する勤務費用と利息費用が「正の費用」として計上され、そこから制度資産の期待収益という「負の費用」を控除することにより、拠出総額と退職給付費用の純額が一致する「グロス展開」が行われることになる（米山 2005、121-122頁）。また、そこで認識される利息要素は、資産の収益率とは異なる利率を用いて把握される時の経過に伴う債務の増加額と、制度資産の期待収益の差額として計上されることになる。

2011年版以降のIAS19において採用されている、資産の収益率とは異なる利率を単一の割引率として適用し純額としての退職給付負債（資産）に対する利息を認識する方法は、利息純額アプローチと呼ばれる。そこでは、退職給付負債（資産）の純額が制度または従業員に対する資金調達額に相当すると捉えられているのであった。この方法においては、制度資産に係る収益は利息収益を除いて純損益に振り替えられることがないために、退職給付費用として計上される金額は拠出総額とも従業員に対する給付総額とも一致しない場合がある。

ここでは、利息純額が従業員または制度からの資金調達額に対する純粹な財務項目として捉えられることになり、拠出の方法により認識される金額が異なることになる。

利益計算の観点から検討する場合には、これらの方法で各期に計上される退職給付費用の意味が問題とされる。すなわち、退職給付費用の総額が拠出総額と一致する方法、グロス展開を行ったうえで純額が拠出総額と一致する方法、または、拠出総額と給付総額のいずれとも一致しない方法を採用して計算される利益の金額が、どのような意味をもつのかということである。さらに、適用される割引率により各期の利息要素の計上額も異なるのであり、割引率をゼロとして「正の費用」に勤務費用のみを認識する方法も想定されるのであるから（高井 2021、65 頁）、利益計算において利息要素を認識する意味についても検討される必要がある。

ここまで論じたように、退職給付の会計基準においては、適用される割引率や利息要素の認識について、異なる方法が採用されてきた。これらの方法について、負債ストックの価値評価の観点から、それぞれの割引率を適用した債務の評価額にどのような意味があるのか、あるいは、利益計算の観点から、退職給付費用として計上される金額および利息要素の認識にどのような意味があるのか検討が必要とされるのである。

5 おわりに

退職給付会計については、その支出までに相当の期間があることから、貨幣の時間価値を反映するために現在価値による測定が必要であると説明されることもある。しかし、企業会計において貨幣の時間価値を考慮することは必須の要請ではなく、そこで適用される割引率についても一義的には定まらないと指摘されているのであり、退職給付の会計基準においても、現在価値測定と利息認識の方法にはいくつかの類型がみられるのであった。そこで本稿では、現在価値を用いた測定と利息要素の認識に着目して退職給付の会計基準における会計処理の変遷を概観し、適用される割引率と利息要素の認識方法について整理を行った。

適用される割引率としては、資産の期待収益率、および、現行基準において採用されている安全性の高い債券の利回りに代表される、資産の収益率とは異なる利率が採用されてきた。負債ストックの価値評価の観点からは、それぞれの割引率を適用した場合の債務の評価額の意味について検討が必要とされる。

利息要素の認識方法としては、これを利益計算に含めない方法、未積立あるいは積立超過の部分に対する資産の期待収益を認識する方法、資産の期待収益と退職給付債務の時の経過による増加分である利息費用を認識する方法、純額としての退職給付負債あるいは資産に対する利息を認識する方法が採用されてきた。利益計算の観点からは、それぞれの方法において退職給付費用として計上される金額と、認識される利息要素がもつ意味について検討が必

要とされる。

本稿では、適用される割引率と利息要素の認識方法に着目して会計処理を整理することにより、退職給付会計基準において検討すべき論点が明らかとなった。それぞれの会計処理の方法については、負債ストックの評価額の観点、あるいは、利益計算の観点から検討する必要がある。

注

- 1) 本稿は、退職給付の中でも確定給付の会計処理のみを対象とし、また、退職一時金と企業年金については特に区別していない。なお、会計基準内の本文を引用する際には表記を統一せず、「年金(pension)」もそのまま用いている。
- 2) 本稿では、退職給付債務の時の経過による増加分である利息費用のみならず、制度資産が稼得すると期待される収益についても、利息要素としている。これには、APB 意見書第8号において年金原価に加減される利子と、IAS19において採用されている利息純額アプローチがかかわっている。詳しくは、3節および4節を参照されたい。
- 3) 確定給付負債(資産)の純額とは、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した積立不足または積立超過をいう(IASB 2013, para.8)。基準においてはさらに資産上限額による制限が調整されるが、ここでは考慮しない。
- 4) ただし、IAS19においては、退職給付債務ではなく純額としての退職給付負債(資産)に割引率を乗じて算定されるものである。
- 5) 今福(2000a, 43頁)の指摘はSFAS87、「退職給付に係る会計基準」、および1998年版のIAS19に対するものであるが、その定義における債務と現在価値の区別については、現行の各基準においても同様である。
- 6) 今福(2000b, 32頁)は、日本基準においては割り引く目的がなにかが明らかにされていないとして、これを「方法としての現在価値」と呼んでいる。なお、そこでの日本基準とは「退職給付に係る会計基準」を指すが、企業会計基準第26号において示されているように(ASBJ 2016, paras.53, 54)、基本的な考え方は現行基準においても同様である。
- 7) このように、表現すべきと考えられている債務の金額が異なるにもかかわらず、共通の割引率が採用されていることに対しては疑問が生じうる。なお、測定の目的と割引率の関係については、高井(2021)を参照されたい。
- 8) 計算結果は同様となるが、ASC715は、実際運用収益を純期間年金費用の構成要素とし、期待運用収益との差額が利得と損失として純期間年金費用から控除される形式であるのに対して、企業会計基準第26号においては、期待運用収益を退職給付費用の構成要素としている。ASC715における退職給付費用の構成要素は、SFAS87において採用されたものと同様である。この点については、伊藤ほか(2004, 100-101頁)を参照されたい。
- 9) 注3のとおり、基準ではさらに資産上限額の影響が調整される(IASB 2013, para.8)。
- 10) この点については、注8も参照されたい。
- 11) 注3, 9と同様に、さらに資産上限額の影響に係る利息も含まれる(IASB 2013, para.124)。
- 12) ただし、そこでは一定期間の利回りの変動を考慮して決定することができることとされていた(企業

会計審議会 1998c、注 6)。企業会計基準第 19 号において、この定めを削除し期末における利回りを基礎とすることが明示され (ASBJ 2008、para.2)、これを企業会計基準第 26 号においても引き継いでいる (ASBJ 2016、para.65)。

- 13) 日本の個別意見書における利子率は社会的平均的な利子率であるとされているが、これは内部積立方式であるために基金が存在しないためであって、資産の収益率と考えてよいであろう。これに対して、1993 年版の IAS19 は、債務の決済に当たって用いられる利子率を反映したものとしており、資産の収益率とは異なる割引率が適用されうる (IASC 1993、para.48)。しかし、利息要素の認識についての規定が存在しないという点で、1998 年版の IAS19 とは相違する。
- 14) 適用可能な割引率については、FASB (1990、paras.224-264) および高井 (2021) を参照されたい。

参考文献

- American Institute of Accountants (AIA) (1948) *Accounting Research Bulletins (ARB) No.36, Pension Plans-Annuity Costs Based on Past Services*.
- American Institute of Accountants (AIA) (1953) *Accounting Research Bulletins (ARB) No.43, Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins*. (「会計研究公報第 43 号 会計研究公報再述・改訂版」渡辺進・上村久雄訳 (1959)『アメリカ公認会計士協会 会計研究公報・会計用語公報』神戸大学経済経営研究所、1-134 頁。)
- American Institute of Accountants (AIA) (1956) *Accounting Research Bulletins (ARB) No.47, Accounting for Costs of Pension Plans*. (「会計研究公報第 47 号 年金費用の会計」渡辺進・上村久雄訳 (1959)『アメリカ公認会計士協会 会計研究公報・会計用語公報』神戸大学経済経営研究所、146-151 頁。)
- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) (1966) *Opinions of the Accounting Principles Board (APB) No.8, Accounting for the Cost of Pension Plans*. (「第 8 号 年金制度の原価の会計処理」日本公認会計士協会 (国際委員会) 訳 (1978)『アメリカの会計原則 - AICPA 会計原則審議会意見書』大蔵財務協会、81-118 頁。)
- Drebin, A. R. (1963) "Recognizing implicit interest in non-founded pension plans", *The Accounting Review* Vol.38, No.3, pp.579-583.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) (1985) *Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No.87, Employers' Accounting for Pensions*. (三菱信託銀行 FAS 研究会訳 (1997)『米国の企業年金会計基準と適用指針：FAS87 号・88 号 /87 号 Q&A』白桃書房。)
- Financial Accounting Standards Board (FASB) (1990) *Discussion Memorandum, Present Value-Based Measurements in Accounting*. (企業財務制度研究会訳 (1999)『現在価値 - キャッシュフローを用いた会計測定 -』中央経済社。)
- Financial Accounting Standards Board (FASB) (2017) *Accounting Standards Codification (ASC) 715, Compensation-Retirement Benefits*.
- Hicks, E. L. (1965) *Accounting Research Study (ARS) No.8, Accounting for the Cost of Pension Plans*, American Institute of Certified Public Accountants.
- International Accounting Standards Board (IASB) (2011) *International Accounting Standard (IAS) No.19, (revised 2011), Employee Benefits*. (企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳 (2012) 国際会計基準第 19 号「従業員給付」『国際財務報告基準 IFRS』中央経済社。)
- International Accounting Standards Board (IASB) (2013) *International Accounting Standard (IAS) No.19, (revised 2013), Employee Benefits*. (企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳 (2014) 国際会計

- 基準第19号「従業員給付」『国際財務報告基準 IFRS』中央経済社。）
- International Accounting Standards Committee (IASC) (1983) *International Accounting Standard (IAS) No.19, Accounting for Retirement Benefits in the Financial Statements of Employers.*
- International Accounting Standards Committee (IASC) (1993) *International Accounting Standard (IAS) No.19 (revised 1993), Retirement Benefit Costs.*
- International Accounting Standards Committee (IASC) (1998) *International Accounting Standard (IAS) No.19 (revised 1998), Employee Benefits.* (大和総研編 (1999) 『IAS 退職給付会計－国際会計基準第19号「従業員給付」全訳と解説－』中央経済社。)
- Napier, C. J. (2009) “The logic of pension accounting”, *Accounting and Business Research* Vol.39, No.3, pp.231-249.
- 伊藤邦雄・徳賀芳弘・中野誠 (2004) 『年金会計とストック・オプション』中央経済社。
- 今福愛志 (2000a) 『年金の会計学 (ライブラリ会計学最先端7)』新世社。
- 今福愛志 (2000b) 「退職給付会計と現在価値－概念としての現在価値と方法としての現在価値」『企業会計』第52巻第8号、31-37頁。
- 上野雄史 (2008) 『退職給付制度再編における企業行動－会計基準が与えた影響の総合的分析』中央経済社。
- 大日方隆 (2000) 「年金費用の会計的測定と年金負債 (第51回〔証券経済学会〕春季全国大会報告)」『証券経済学会年報』第35号、71-74頁。
- 大日方隆 (2013) 『アドバンスト財務会計 (第2版)』中央経済社。
- 企業会計基準委員会 (ASBJ) (2008) 企業会計基準第19号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正 (その3)」。
- 企業会計基準委員会 (ASBJ) (2016) 企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」。
- 企業会計審議会 (1968) 企業会計上の個別問題に関する意見第二「退職給与引当金の設定について」。
- 企業会計審議会 (1998a) 「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」。
- 企業会計審議会 (1998b) 「退職給付に係る会計基準」。
- 企業会計審議会 (1998c) 「退職給付に係る会計基準注解」。
- 高井駿 (2021) 「退職給付会計における測定の目的と適用される割引率」『国際会計研究学会年報』2020年度第1・2合併号、57-68頁。
- 日本公認会計士協会 (1979) 監査第一委員会報告第33号「適格退職年金制度等に移行した場合の会計処理及び注記と監査上の取扱い」。
- 増田宏一 (1992) 「退職給与引当金」斎藤静樹・奥山章雄編 (1992) 『現代会計ケース・スタディー』中央経済社、148-158頁。
- 米山正樹 (2005) 「退職給付会計と現行ルールの内的な整合性」『経済論集 (学習院大学)』第42巻第2号、119-147頁。

[付記] 本研究は JSPS 科研費 JP21K20128 の助成を受けたものである。

(たかい しゅん・青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科助手)